



第6回レセプト講座へのご質問（6.22版）追加

①勤務する社会福祉法人に歯科があります。

西の本拠地は特養同建物内に併設で、入居者は外来扱いになるため問題ないのですが、東の歯科が、医療併設で、関連施設のみの訪問を行っており、外来患者は基本的に診察がありません。

そこで、平成29年度より外来患者5%未満の場合、訪問診療料の算定が不可となり、外来扱いの初再診のみの算定となりますが、その場合、歯在管、栄養サポート加算の算定は可能でしょうか？（算定要件は満たしている場合）

【回答】

外来患者5%未満の場合で歯援診の施設基準を満たさない場合は、在宅専門医療機関となり、歯科訪問診療料の算定はせず**初再診料にての算定**となります。

本来歯在管は歯科訪問診療料が算定されていることが算定要件ですが、**この初再診料は歯科訪問診療料と同じ扱い**となるため**歯在管及び栄養サポート加算の算定は可能**です。**訪問歯科衛生指導料も可能**です。

※ **但し在宅患者等急性歯科疾患対応加算（急性対応）**は算定できません。

※厚生労働省保険局医療課 事務連絡 平成28年3月31日付の疑義解釈

（問18）「**特別の関係にある施設等に訪問して歯科訪問診療を行い、初診料又は再診料を算定した場合に、在宅患者等急性歯科疾患対応加算又は歯科訪問診療補助加算は算定できるか。また、訪問歯科衛生指導料は算定できるか。**」

（答） 算定要件を満たす場合においては、在宅患者等急性歯科疾患対応加算又は歯科訪問診療補助加算を算定可能。また、訪問歯科衛生指導料についても算定可能。

同様の初再診料を算定する「特別の関係にある施設等への歯科訪問診療」に関しては、急性対応が算定可能と通知されています。在宅専門医療機関でも今後、在宅患者等急性歯科疾患対応加算（急性対応）の算定は可と変更される可能性もあります。